

○環境省告示第 号

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第六条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、南極環境影響評価実施要領の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年 月 日

環境大臣 石原 宏高

1

南極環境影響評価実施要領の一部を改正する件

第一条 南極環境影響評価実施要領（平成九年十月環境庁告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるも

のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>第1. ～第4.1 (略)</p> <p>第5.1 その他</p> <p>法第9条第1項の規定により環境大臣が行う、南極地域活動計画に係る申請書及び法第6条第3項に規定する図書の縦覧は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p>	<p>第1. ～第4 (略)</p> <p>(新設)</p>

第二条 南極環境影響評価実施要領の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの  
 は、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1. 趣旨</p> <p>本要領は、南極地域の環境の保護に関する法律（以下「法」という。）第6条第4項に基づいて行われる南極地域活動の南極環境影響についての調査、予測及び評価（以下「南極環境影響評価」という。）が科学的かつ適正に行われ、またその結果を記載した図書が適正に作成されるよう、必要な事項を定めるものである。</p> <p>本要領は、南極地域の環境等に関する今後の科学的知見の充実又は南極環境影響評価に関する国際的な動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>第2. ～第4. (略)</p> <p>第5. その他</p> <p>法第9条第1項の規定により環境大臣が行う、南極地域活動計画に係る申請書（法第6条第1項第8号及び第9号に掲げる事項に係る部分を除く。）及び法第6条第4項に規定する図書の縦覧は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものと</p>	<p>第1. 趣旨</p> <p>本要領は、南極地域の環境の保護に関する法律（以下「法」という。）第6条第3項に基づいて行われる南極地域活動の南極環境影響についての調査、予測及び評価（以下「南極環境影響評価」という。）が科学的かつ適正に行われ、またその結果を記載した図書が適正に作成されるよう、必要な事項を定めるものである。</p> <p>本要領は、南極地域の環境等に関する今後の科学的知見の充実又は南極環境影響評価に関する国際的な動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>第2. ～第4. (略)</p> <p>第5. その他</p> <p>法第9条第1項の規定により環境大臣が行う、南極地域活動計画に係る申請書及び法第6条第3項に規定する図書の縦覧は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p>

する。

## 附 則

この告示は、南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（環境保護に関する南極条約議定書附属書VIが日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日）から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。